

**消費税率の引上げに伴う  
価格表示方法等の対応の手引  
<二輪車編>**

2019年7月

一般社団法人 自動車公正取引協議会

- ◆2019年10月1日消費税率が8%から10%へ引き上げられます。併せて、消費税転嫁対策特別措置法（以下、「特別措置法」という。）が延長され、引き続き、消費税の転嫁を阻害する表現を禁止するとともに、一定の場合において、「消費税抜価格」の表示を認める特別措置についても延長されることとなりました。
- ◆当協議会では、前回の消費税率引上げ時に、自動車の販売価格の表示について検討、消費税込価格を表示することとし、周知してまいりましたが、今回も、関係団体の意見等を聴取しながら改めて検討を行った結果、消費者に分かりやすいという観点から、今後も「消費税込価格」を表示することとなりました。
- ◆本手引きでは、消費税込価格の表示方法や広告表示等を行う際の留意点、消費税率引上げ前後に適用税率等を適切に伝えるための対応等についてまとめましたので、これらを参考に適正な価格表示を行っていただきますようお願ひいたします。

## 目 次

I	価格表示の方法（消費税込価格の表示方法）	2
1.	消費税込価格の表示	2
2.	消費税込価格の表示方法（規約、同施行規則）	2
II	店頭や広告等において表示を行う際の留意点	3
1.	消費税の適正な転嫁を阻害するおそれのある表示	3
2.	不当表示（おそれのある表示）	4
III	適用される消費税率等を適切に伝えるための対応	6
1.	適用される消費税率等を適切に伝えるための対応がなぜ必要か	6
1)	消費税率10%が適用される取引	6
2)	適用される消費税率等を適切に伝えるための表示の必要性	6
2.	適用される消費税率等を適切に伝えるための対応	7
1)	2019年9月30日までの対応	7
2)	2019年10月1日以降の対応	12
3)	商談時の対応	14
4)	消費税抜価格のみが表示された用品等を陳列する場合の対応	14

【参考】キャッシュレス決済のポイント還元に関する表示を行う際の留意点 15

# I 價格表示の方法（消費税込価格の表示方法）

## 1. 消費税込価格の表示

◆消費者に分かりやすいという観点から、今後も「消費税込価格」を表示

## 2. 消費税込価格の表示方法（規約、同施行規則）

### 《正しい表示例》

（消費税率10%時に販売店が価格表示をする場合）

消費税抜き50万円の二輪車を販売する場合

- ① 現金販売価格 55万円（消費税込）
- ② 現金販売価格 55万円（消費税5万円含む）
- ③ 現金販売価格 55万円（消費税抜価格50万円）
- ④ 現金販売価格 55万円（消費税抜価格50万円+消費税5万円）

※ 消費税抜価格を参考として表示することは可能です。「参考として表示する」とは、消費税込価格の表示と文字の大きさを同等以下にするとともに、配色等にも注意するなど、消費税込価格より目立たないように表示することをいいます。

＜正しい表示例＞ 消費税込価格を表示し、「消費税込である」旨を付記（上記①の例）

〈プライスボード〉



〈広告〉



### 《問題となる表示例》

（消費税率10%時に販売店が価格表示をする場合）



税抜価格のみを表示することはできません

- ① 現金販売価格 50万円（消費税抜）
- ② 現金販売価格 50万円 + 消費税
- ③ 現金販売価格 50万円（消費税5万円別途）



価格表示の主として税抜価格を表示することはできません

- ④ 現金販売価格 50万円（税込55万円）

＜問題となる表示例＞ 消費税抜価格を大きく目立つように表示（上記①の例）

〈プライスボード〉



〈広告〉



## II 店頭や広告等において表示を行う際の留意点

### 1. 消費税の適正な転嫁を阻害するおそれのある表示

以下のような消費税と直接関連した内容の宣伝や広告表示は、「消費税の適正な転嫁を阻害する表示」として特別措置法で禁止されています。

#### 《問題となる表示》

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ① 消費税はいただきません       | ② 消費税は当社が負担します     |
| ③ 消費税はサービス          | ④ 消費税還元セール         |
| ⑤ 消費税10%分還元セール      | ⑥ 消費税率の引上げ分を値引きします |
| ⑦ 消費税相当分のオプションプレゼント |                    |
| ⑧ 消費税増税分をキャッシュバック   |                    |

＜問題となる広告表示の例＞ 消費税10%分を値引きする旨の表示（上記⑤の例）

消費税10%分還元セール開催！！

チヨダAX250R



現金販売価格55万円のところ  
↳ 消費税還元価格49.5万円（消費税込）  
● 保険料、税金（消費税除く）、登録等に伴う費用等は含まれておりません

消費税10%分  
**5.5万円値引き**

一方、消費税と直接関連しない以下のようないい表示は、問題とはなりません。

#### 《問題とならない表示》

- |                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| ① 秋の決算セール                          | ② 暮らし応援還元セール |
| ③ （増税分とは関連しない）「2%値下げ」、「2%（ポイント）還元」 |              |
| ④ （消費税率とは関連しない）「10%値下げ」、「10%還元セール」 |              |
- ※ただし、広告全体から見て消費税を意味することが明らかな場合には、問題となります

中古車については、その商品特性から値引き表示（二重価格表示）を行うことはできません。

＜問題とならない広告表示の例＞（消費税率とは関連しない）10%値引きの表示（上記④の例）

秋の決算セール開催！！

～ 日頃のご愛顧の感謝の気持ちを込めて、現金販売価格より10%還元いたします！～

チヨダAX250R



現金販売価格55万円のところ  
↳ 特別価格49.5万円（消費税込）  
● 保険料、税金（消費税除く）、登録等に伴う費用等は含まれておりません

## 2. 不当表示（おそれのある表示）

### 1) 消費税抜価格が消費税込価格であると誤認される表示

以下のような表示は、消費税込価格を明瞭に表示することを義務付けている規約、同施行規則に違反するのみならず、消費税抜価格が消費税込価格であると誤認させる不当表示（規約及び景品表示法違反）に該当するおそれがあります。

#### 《不当表示の例》

（消費税抜価格50万円、消費税率10%時の場合の例示）

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ① 50万円          | ⇒ 「税抜」と付記していない  |
| ② 50万円 (消費税抜)   | ⇒ 「税抜」の文字が小さい   |
| ③ 50万円 (税込55万円) | ⇒ 税込価格の文字が大きい   |
| ④ 50万円 (税込55万円) | ⇒ 税込価格がはっきり見えない |

＜問題となる広告表示の例 1＞ 「税抜」と付記していない（上記①の例）

〈プライスボード〉



〈広告〉



＜問題となる広告表示の例 2＞ 「税抜」の文字が小さい（上記②の例）

〈プライスボード〉



〈広告〉



＜問題となる広告表示の例 3＞ 税込価格の文字が小さい（上記③の例）

〈プライスボード〉



〈広告〉



## 2) 「消費税率引上げ前の購入がお得である旨」の表示

以下のような「消費税率の引上げ前の購入がお得(有利)である旨」の断定的な表示は、以下の理由により必ずしもお得であるかどうかは不確定である※ことから、取引条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認させる不当表示に該当するおそれがあります。

### ※不確定である理由

消費税率引上げ時に行われるキャッシュレス決済によるポイント還元事業との関連や、消費税率引上げ後、各社の販売促進による販売条件（値引き等）の見直しが考えられること

### ＜問題となる（おそれのある）表示例＞

- ① 消費税が10%に増税！！ 新車を買うなら 今が絶対お得！！
- ② バイクを お得に購入 するなら、消費税増税前の 今がラストチャンス！！
- ③ 急げ！ 消費税8%の 今買わないと損をする！！

### ＜問題となる広告表示の例＞

10/1 の消費税 10%増税前に お得 にご購入！！

消費税増税前のラストチャンス！！

チヨダAX250R



10%なら現金販売価格55万円のところ

消費税8%なら 54万円 (消費税込)

- 保険料、税金（消費税除く）、登録等に伴う費用等は含まれておりません

ただし、以下のように、事実を基に、消費税率引上げ前の購入を考えている方には、早めの検討をお勧めすることについては問題とはなりません。

### ＜問題とならない表示例＞

(売上計上日＝納車日の場合の例示)

「消費税率引上げ前の購入をご検討中の方は、お早目にご相談下さい」

チヨダAX250R



現金販売価格 54万円 (消費税8%込)

- 保険料、税金（消費税除く）、登録等に伴う費用等は含まれておりません

※2019年10月1日以降の登録（届出）となった場合は、消費税率10%に基づき、改めて精算させていただきます。

※車種や色などにより、登録、納車までに時間を要する場合があります。詳しくは当社スタッフまでお問い合わせ下さい。

### Ⅲ適用される消費税率等を適切に伝えるための対応

#### 1. 適用される消費税率等を適切に伝えるための対応がなぜ必要か

##### 1) 消費税率10%が適用される取引

###### 売上計上日※が10月1日以降となる取引

\* 「課税資産の引渡しの日として合理的であると認められる日」のうち、「事業者が継続して資産の譲渡を行ったこととしている日」（所得税、法人税の収入金額を計上すべき時期と同様の取扱い）

[販売店が売上計上日として継続して適用している日](#)

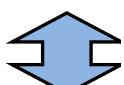
「登録（届出）日」、「納車日」、等

※ただし、今回の消費税率引上げ時に限って、売上計上日を従来のものから変更することは認められていませんので、注意が必要です。

##### 2) 適用される消費税率等を適切に伝えるための表示の必要性

###### 消費者の認識

多くの消費者が、9月中に契約すれば、既存の消費税率（8%）で購入することができると考えている



消費者の認識と実際にギャップ

###### 実際

実際には9月中に契約しても、売上計上日が10月1日以降であれば、新税率（10%）が適用される

2019年10月1日の消費税率引上げ前後において、適用される税率等を適切に伝えるための表示上の対応が必要

＜対応例（登録日を売上計上日としている場合の例）＞

- ◆ 9月以前に契約しても、登録日が10月1日以降となる場合、消費税率10%が適用されること
- ◆ 注文販売においては、車種や色などにより、登録、納車までに時間を要する場合があるため、消費税率10%が適用となることがあり得ること  
等を正確に伝えることが必要

## 2. 適用される消費税率等を適切に伝えるための対応

### 1) 2019年9月30日までの対応

＜前提＞ 登録（届出）日を売上計上日としている販売店が表示する場合の例となります。

【広告、展示車、価格表、カタログ、商談時等の基本的な表示内容】

#### ① 9月30日以前に登録（届出）が可能な車両の場合

＜表示内容＞ ア. 販売価格 — 消費税率8%に基づく消費税込価格  
イ. 付記説明 — 特に対応する必要なし  
※ただし、可能な限り早い時期から、「消費税率8%に基づく価格を表示している旨及び登録（届出）が10月以降となった場合は消費税率10%に基づき再精算させていただく旨」を表示すること

#### ② 登録（届出）が10月1日以降となる可能性がある車両の場合

＜表示内容＞ ア. 販売価格 — 消費税率10% 又は 8%に基づく消費税込価格  
イ. 付記説明 — 10%に基づく販売価格を表示した場合  
登録（届出）が10月以降となる可能性があるため、消費税率10%に基づく税込価格を表示している旨及び9月中の登録（届出）となった場合は、消費税率8%に基づき再精算させていただく旨  
  
8%に基づく販売価格を表示した場合  
消費税率8%に基づく税込価格を表示している旨及び登録（届出）が10月以降となった場合は、消費税率10%に基づき再精算させていただく旨

#### ③ 登録（届出）が10月1日以降となる車両の場合

＜表示内容＞ ア. 販売価格 — 消費税率10%に基づく消費税込価格  
イ. 付記説明 — 登録（届出）が10月以降となるため、消費税率10%に基づく価格を表示している旨

表示のポイント

表示する内容は、10月1日が近付くにつれて、① ⇒ ② ⇒ ③に変更していくことが必要

## 2019年9月30日までの対応の具体例

＜前提＞ 登録（届出）日を売上計上日としている販売店が表示する場合となります。

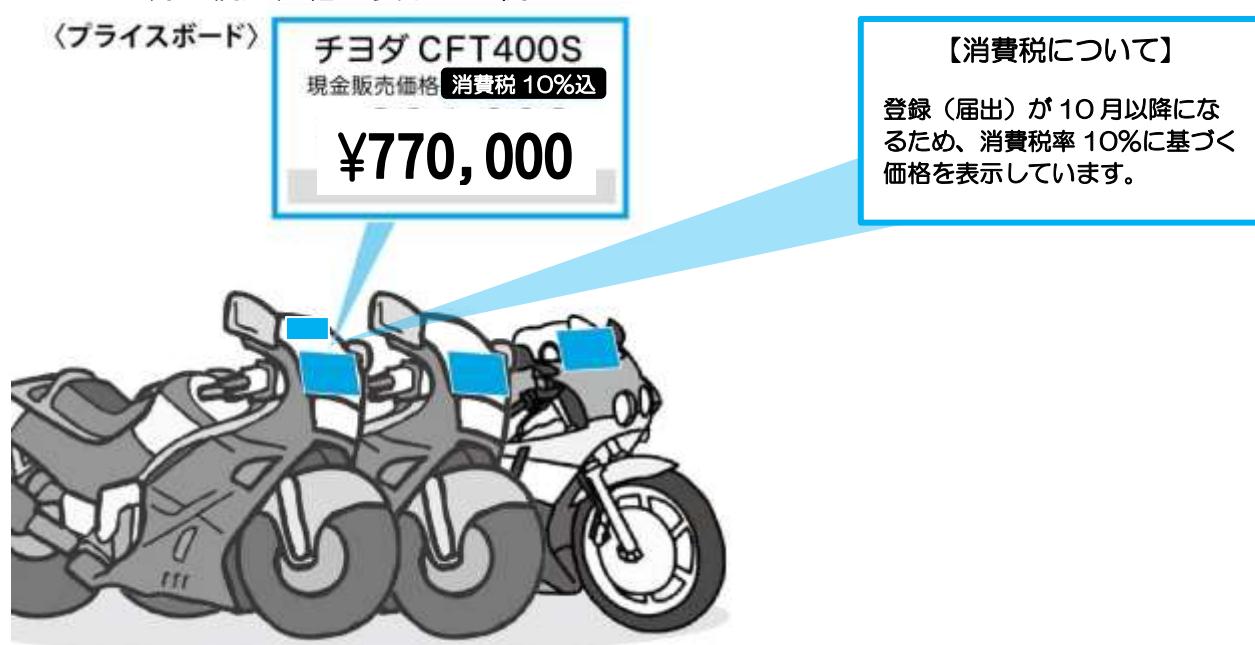
### ＜展示車における表示例＞

- ① 登録（届出）日が9月30日以前及び10月1日以降となる可能性がある車両の場合  
⇒ 8%の税込価格を表示した例  
⇒ 切替え作業を行うごく短期間であれば、10月以降も対応可能



- ② 登録（届出）日が10月1日以降となる車両の場合

⇒ 10%の税込価格を表示した例



## 2019年9月30日までの対応の具体例

＜前提＞ 登録（届出）日を売上計上日としている販売店が表示する場合の例となります。

### ＜広告における表示例＞

① 登録（届出）日が9月30日以前及び10月1日以降となる車両が混在する場合

#### 【消費税について】

○現金販売価格は、消費税込価格です

消費税10%込 ……登録（届出）が10月以降となるため、消費税率10%に基づき表示しています。

消費税8%込 ……消費税率8%に基づき表示しています。登録（届出）が10月以降となった場合、消費税率10%に基づき再精算させていただきます。

○詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください

秋の感謝フェア

新型AFT400  
2019年モデル 受注生産

現金販売価格 消費税10%込  
880,000円 ※

新車保証付

CTF400S  
2019年モデル

現金販売価格 消費税8%込  
756,000円 ※

新車保証付

AX400R  
2019年モデル

現金販売価格 消費税8%込  
648,000円 ※

新車保証付

※価格には、保険料、税金（消費税を除く）、登録等に伴う費用等は含まれておりません

#### 【消費税について】

AX400R

2019年モデル

② 登録（届出）日が10月1日以降となる可能性がある車両の場合

⇒ 8%の税込価格を表示した例

#### 【消費税について】

○表示価格は、消費税8%に基づく価格です

○登録が10月以降となった場合は、消費税率10%に基づき再精算させていただきます

○詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください

新型チヨダAX400R 登場！！

新車保証付

現金販売価格  
648,000円（消費税8%込）

チヨダAX400Rについては、生産状況によっては、登録が10月以降となる可能性があります。詳しくはスタッフまでお問い合わせください。

＜カタログにおける表示例＞ ディストリビューター等における対応

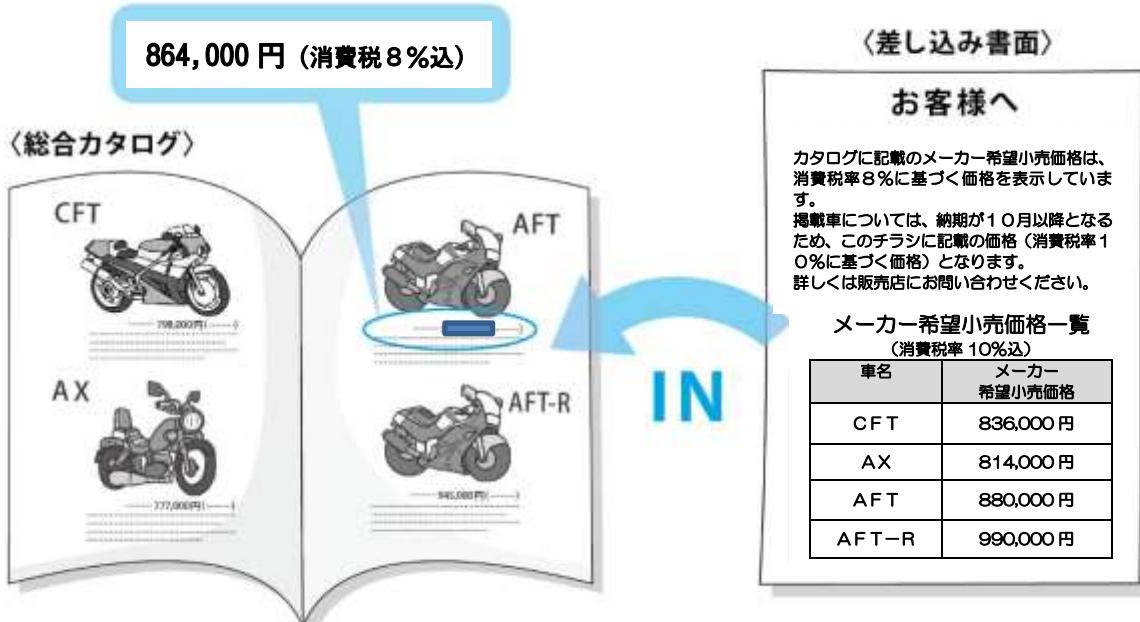
① 出荷日が10月1日以降となる車両の場合

⇒ 10%の税込価格を表示したカタログを新しく作成した例



在庫がなくなるまでの間、既存のカタログを使用する場合

⇒ 8%の税込価格を表示したカタログに、10%の税込価格を表示した書面の差し込みにより対応した例  
(10月以降も引き続き対応可能)



## ② 納期が10月1日以降となる可能性のある車両の場合

⇒ 消費税率8%と10%に基づく価格を併記したカタログを作成した例



### 在庫がなくなるまでの間、既存のカタログを使用する場合

⇒8%の税込価格を表示したカタログに、以下の内容を表示した書面の差し込みにより対応した例



## 2) 2019年10月1日以降の対応

＜前提＞ 登録（届出）日を売上計上日としている販売店が表示する場合の例となります。

### 【プライスカード、広告、カタログ等の基本的な表示内容】

◇「消費税率10%に基づく税込価格」を表示するとともに、「消費税率10%に基づく税込価格を表示している旨」を付記すること

- ① 展示台数が多く、Web広告やプライスカードの価格表示の切替えが間に合わない場合
  - ② 新車カタログについて、モデルチェンジやカタログ在庫がなくなるまでの間、既存のものを使用する場合
- については、下記のような方法で対応することも可能

### 【価格の切替えが間に合わない場合の対応例】

#### ●店頭（プライスカード）における表示例

- ⇒ 展示台数が多く、10%の税込価格に切替えることが物理的に困難な場合
- ⇒ 切替え作業を行う間のごく短期間の緊急避難的対応



- 一台毎にPOP等で表示する、又は、ポスター等で表示するなど、確実にお客様の目に付く方法で表示すること

## ●Web 広告における表示例

- ⇒ 広告掲載台数が多く、10%の税込価格に切替えることが物理的に困難な場合
- ⇒ 切替え作業を行う間のごく短期間の緊急避難的対応

〈画面〉

**中古車在庫一覧**

**〈消費税について〉**

●消費税率10%に基づく価格への切り替え作業中のため、旧消費税率(8%)に基づく価格を表示しています。ご購入いただく際は、消費税率10%に基づき精算させていただきます。

●詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。

車種(画像)	販売価格	初度登録	車検	走行距離	その他
	37.5 万円	H22.10	H27.10	1.5万km	.....
	32.5 万円	H22.9	検なし	2.8万km	.....

## ●新車カタログにおける表示例

- ⇒ カタログ、価格表をモデルチェンジまでの間使用する場合
- ⇒ 8%の税込価格を表示したカタログに、書面を差し込むことにより対応した例

**864,000 円 (消費税8%込)**

〈総合カタログ〉

CFT  
  
798,000円(税込)

AX  
  
777,000円(税込)

AFT  
  
880,000円(税込)

AFT-R  
  
990,000円(税込)

IN

〈差し込み書面〉

**お客様へ**

カタログに記載のメーカー希望小売価格は、旧消費税率(8%)に基づく価格を表示しています。  
10月からの新消費税率(10%)に基づく価格は下記の通りとなります。  
詳しくは販売店にお問い合わせください。

**メーカー希望小売価格一覧  
(消費税率10%込)**

車名	メーカー希望小売価格
CFT	836,000円
AX	814,000円
AFT	880,000円
AFT-R	990,000円

### 3) 商談時の対応

＜前提＞ 登録（届出）日を売上計上日としている販売店が商談を行う場合の例となります

#### 【商談時の対応の留意点】

- 消費者の誤解やトラブルを未然に防止するという観点から、「注文時ではなく登録（届出）日の税率が適用される」旨を説明するとともに、車両納入日等を十分確認の上、6ページに掲載の趣旨を踏まえて、分かりやすく、かつ、適切に説明して下さい。

#### ●商談時の対応例

⇒ 9月30日以前に、登録（届出）日が10月1日以降となる車両の商談を行う場合



### 4) 消費税抜価格のみが表示された用品等を陳列する場合の対応

⇒ 陳列棚等に、「購入時に消費税を別途申し受けます」旨を表示して対応した例



## ＜参考＞キャッシュレス決済のポイント還元に関する表示を行う際の留意点

●キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元）とは、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者（事前に事業者登録が必要）においてキャッシュレス手段により決済した場合に5%のポイント還元（中小・小規模事業者に該当するフランチャイジーについては2%）するものです。

※詳細につきましては、経済産業省キャッシュレス・事業者還元事業特設HP  
(<https://cashless.go.jp/>) をご参照下さい。

### 参考【注意が必要となる表示】

以下の表示については、各決済事業者との加盟店規約において禁止されている可能性が高いため、注意が必要となります。

- ① 現金販売価格50万円 カード販売価格55万円  
(現金支払とカード支払の価格を2つ表示)
- ② カード決済の場合は、別途手数料を頂戴いたします
- ③ 現金で購入した方は特別値引きを実施

※各決済事業者の加盟店規約において、「差別的な取り扱い」を禁止する条項が含まれているものが大半となります。必ず、各決済事業者の加盟店規約をご確認ください。

一般社団法人 自動車公正取引協議会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-30  
TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114  
URL <http://www.aftc.or.jp>